

白井市公立小中学校における 食物アレルギー対応の基本方針

平成30年3月
白井市教育委員会

白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針

平成30年3月

はじめに

学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みについては、文部科学省監修の下、平成20年3月に(財)日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が示されている。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでは、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境作りを目指して、アレルギー疾患の特徴や学校生活上の留意点について示されており、本市の小中学校においてもこのガイドラインに沿った取り組みを行っている。

特に食物アレルギーについては、学校生活において、学校給食の他にも、食物・食材を扱う活動、宿泊を伴う校外活動等、食に関わる様々な活動がある。

このような中、市では平成31年度に新たな学校給食共同調理場を整備し、併せてアレルギー原因の物質の混入を防ぐ「アレルギー除去調理室」を設けることから、学校給食共同調理場の配属校においては、限定的ではありますが、安全で安心な食物アレルギー対応食の提供が可能となる。

一方、自校方式の桜台小学校・中学校では、アレルギー除去調理室がないことなどから、食物アレルギー対応食の提供が困難な状況となっている。

これらのことから、教育委員会では、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針」を定め取り組むこととする。

1. 食物アレルギー対応の原則

教育委員会各機関は相互に連携し、児童生徒の安全を最優先とし、取り組むものとする。

なお、参考とするガイドライン等は次のとおり。

- ・文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」
- ・(財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」
- ・千葉県教育委員会「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」

2. 対象児童及び生徒

食物アレルギーがあり、学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒

ただし、医師の診断があることを原則とする。

3. 保護者及び学校の役割

(1) 保護者の役割

学校生活において注意・配慮を必要とする児童生徒の保護者は、医師が必要事項を記載

した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」を学校に提出し、総合的に活用できるようにする。

（2）学校の役割

- ①学校は「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」に基づいて保護者と協議し、児童生徒の個々に応じたきめ細かい配慮と周知を図ることとする。
- ②学校は、管理職を中心に「校内食物アレルギー対応委員会」を設け、組織的に対応できるようにする。
- ③学校は、状況に応じた「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、救急搬送を含めた医療機関との連携についても、周知徹底を図るとともに活用できるようにする。

4 学校給食の提供について

各調理場の施設や設備、環境、児童生徒の状況等の実情を踏まえ、保護者と協議し、児童生徒の安全が確保されることが確認できた場合は、次の「食物アレルギー対応食提供レベル表」で示す対応レベルを決定するものとする。

レベル4については実施しないものとするとともに、医師の診断が無い児童生徒及び児童生徒の安全が確保されない場合は、レベル3の対応も実施しないものとする。

なお、牛乳については、食物アレルギーの他、体质などにより停止を希望する児童生徒がいることから、保護者との協議により停止するものとする。

（1）学校給食共同調理場

- ①平成31年8月まではレベル1又はレベル2とする。
- ②平成31年9月からはレベル1、レベル2又はレベル3とする。

ただし、レベル3の除去食品は卵と乳とする。（1献立）

（2）桜台小中学校調理場

レベル1又はレベル2の対応を基本とし、調理施設及び設備並びに献立等によりレベル3の対応を実施する。

ただし、除去食品は卵とする。

食物アレルギー対応食提供レベル表

対応レベル	対 応	内 容 及 び 対 応 例
レベル1	詳細な献立表対応	給食献立の原材料名を記載した献立表を学校や保護者が閲覧できるようにする。
レベル2	弁当対応	○一部弁当対応 除去対応において提供が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に家庭から弁当持参とする。 ○完全弁当対応 食物アレルギー対応が困難なため、すべて家庭から弁

		当持参とする。
レベル3	除去食対応	原因食物を給食から除いて提供する。
レベル4	代替食対応	除去した食物に対しての何らかの代替をし、なおかつ 献立の栄養量を考慮した完全な給食を提供する。

5. 学校給食以外の対応について

- (1) 学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）に記載された医師の指示を基に、学校における対応について管理職、教職員、保護者、関係施設や関係者等と情報交換を図り、十分な協議を行うように努める。
- (2) 食物アレルギーによるアナフィラキシー症状等の緊急時対応に備えた校内研修の充実を図るとともに、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の法的解釈や取扱いについての研修に計画的に取り組むよう努めることとする。